

別紙

諮問第1551号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件開示請求1について、開示及び一部開示とした決定、並びに本件開示請求2について、非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1に対し、警視総監が令和2年5月26日付けで行った開示決定及び一部開示決定、並びに本件開示請求2に対し、同日付けで行った非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

別表1に掲げる開示決定、一部開示決定及び非開示決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも適法かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年4月7日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和3年4月7日に弁明書を、同年12月13日に理由説明書をそれぞれ收受した。

審査会は、令和3年12月16日（第196回第三部会）及び令和4年1月24日（第197回第三部会）に審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに

実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）

警察庁では、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るため、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）（平成29年7月13日付け警察庁丙生企発第71号、丙地発第9号、丙刑企発第50号、丙捜一発第7号）」（以下「本件対象公文書1」という。）により、各都道府県警察が行う必要な措置等を定めている。

なお、本件対象公文書1において定める子供対象・暴力的性犯罪とは、刑法（明治40年法律第45号）176条強制わいせつ罪等の犯罪をいうものであり、被害者は13歳未満の者であると定めている。

イ 本件各決定の妥当性について

（ア）本件対象公文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において、本件各決定について、対象公文書の特定の当否、他に開示請求の趣旨に合致するものとして開示決定等されるべき公文書が存在していないかどうかにつき審査されたい旨、主張している。

そこで、本件開示請求1のうち、「平成29年7月13日に警察庁が発出した通達（平成23年1月13日付け同庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号に係る通達に相当するもの）」の部分を「本件開示請求1前段部分」とし、以下残りの部分を「本件開示請求1後段部分」とする。

まず、本件開示請求1前段部分について、審査請求人は「平成29年7月13日に警察庁が発出した通達」として対象公文書を指定するとともに、「平成23年1月13

日付け同庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号に係る通達に相当するもの」と、併せて示している。

一方、実施機関では、理由説明書において「平成23年1月13日付け同庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号」の発出番号に係る公文書については、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）が施行されたことに伴い廃止され、その後継通達として、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）（平成28年6月1日付け警察庁丙生企発第91号、丙地発第8号、丙刑企発第53号、丙捜一発第11号）」（以下「旧通達」という。）が発出され、さらに、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の施行に伴い、旧通達が発出され、現在に至っていることから特定した旨、説明する。

そこで、審査会が警察庁のホームページを確認したところ、「警察庁の施策を示す通達」のページ画面において、各通達は、各局各課ごとに区分けして表示されており、それぞれ、通達の発出年月日順に、文書番号、通達の名称等が掲載されていた。

本件対象公文書1は、生活安全局生活安全企画課の画面において、その全文を確認することができた。また、同課内での表示において、平成29年7月13日に発出された通達については、本件対象公文書1しかなく、その内容からも本件開示請求1前段部分に該当するものであるため、実施機関が本件対象公文書1を特定し、他には存在しないとする説明は首肯できるものである。

次に、本件開示請求1後段部分については、本件対象公文書1について、実施機関内において示達し、又は実施するために実施機関が発出した訓令、通達、規程、規則、通知、事務連絡その他の例規について求めるものである。

実施機関は、当該請求について「子供を対象とした暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置の実施について（平成29年8月4日付け通達乙（生・生特・子1）第94号）」（以下「本件対象公文書2」という。）を特定した。また、本件対象公文書2は、本件対象公文書1について迅速な対応を図るため、実施機関が必要な措置を定めた通達であり、本件開示請求1後段部分で請求された公文書に相違

ない旨、説明する。

さらに、実施機関では、本件対象公文書2により再犯防止に関する業務が運用されているため、その他本件開示請求1後段部分に合致する訓令、通達、規定、規則、通知、事務連絡及びその他の例規について、作成する必要がなく存在しない旨、説明している。

そこで、審査会が本件対象公文書2について見分したところ、非開示部分を含めその内容は、実施機関の説明するとおり、本件対象公文書1に基づき、再犯防止措置対象者に対して必要な措置等を行うため、実施機関が作成した通達であり、他には作成する必要はなく存在しないとするその説明は、首肯できるものである。

よって、本件開示請求1に対し、本件対象公文書1及び2を特定したことは妥当である。

#### (イ) 本件対象公文書2の非開示妥当性について

本件対象公文書2における非開示部分及び非開示理由については、別表2に掲げるとおりである。

なお、審査請求人は審査請求書において、本件一部開示決定に係る非開示部分のうち、「警察電話の内線番号」以外の部分の非開示情報該当性（条例7条4号及び6号）について争う旨、主張している。

そこで、審査会は、別表2に掲げる「警察電話の内線番号」以外の非開示部分（以下「本件非開示情報」という。）について、非開示の妥当性を検討することとする。

審査会が本件非開示情報を見分したところ、いずれも実施機関の説明のとおり、再犯防止措置対象者に対する指定及び解除についての判断基準、再犯防止措置を実施する際の当該対象者の所在確認要領、面談要領及び当該措置に関する調査手法等の実施要領に関する情報等が記載されており、これらを公にすることにより、犯罪を企図する者が、同措置を不当に免れようと対抗措置を講じることを容易にし、再犯防止活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当するとしたその説明は、首肯できるものである。

また、同様の理由により、再犯防止措置対象者の正確な実態把握を困難にし、再犯防止事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当す

るとしたその説明も、不自然、不合理な点は認められない。

以上から、本件非開示情報について、条例7条4号及び6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件非開示決定の妥当性について

a 別表3に掲げる各対象公文書の特定の妥当性について

実施機関は、別表1に掲げる本件非開示決定について、別表3に掲げる各対象公文書（以下、まとめて「本件対象公文書3」という。）を特定した。これら本件対象公文書3について実施機関は、本件対象公文書1の規定に基づき、平成30年度及び平成31年度（令和元年度）に警察庁が指定した各再犯防止措置対象者に対して、それぞれ、警察庁から実施機関に発出した通知、並びに同通知を受理した実施機関が再犯防止措置を実施する上で作成及び取得し、現に保有している公文書名を列挙したものである旨、説明する。

また、再犯防止業務の処理は、これら本件対象公文書3によって完結しているため、実施機関では、本件開示請求2に対して、再度、個人資料ごとに管理されている管理台帳を元に他の公文書の該当性についても検索をしたものであるが、本件対象公文書3以外の公文書については存在しなかった旨、説明する。

そこで、審査会が本件対象公文書3を見分したところ、実施機関が説明するところ、これらは、本件対象公文書1に基づき警察庁により指定された再犯防止措置対象者ごとに作成された公文書であり、そこには、当該対象者の氏名、生年月日等、再犯防止措置対象者を識別できる個人に関する情報、具体的な判断基準への該当結果、再犯防止措置対象者に応じた調査手法等の実施要領に関する情報等が記載されており、いずれも、本件対象公文書1及び2に基づいて作成及び取得された公文書であると認められた。

よって、これら個人資料ごとに管理された本件対象公文書3を特定し、これら以外に公文書が存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

b 本件対象公文書3の非開示妥当性について

本件対象公文書3は、前記aのとおり、再犯防止措置対象者ごとに管理された公文書である。

実施機関は、これら本件対象公文書3のうち、別表3に掲げる項番4の公文書については公文書名を含め全てを非開示とし、それ以外の対象公文書については件名以外の全てを非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、本件対象公文書3について、非開示の妥当性を争うとともに、仮に本件対象公文書3に記載されている内容が非開示情報に該当したとしても、その様式や題名（標題）をも含めて非開示としたことの当否につき審査されたい旨、主張している。

そこで、審査会が改めて本件対象公文書3を見分したところ、前記aのとおり、これらには、再犯防止措置対象者の氏名、生年月日等、再犯防止措置対象者を識別できる個人に関する情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されていることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないことが認められた。

また、本件対象公文書3には、再犯防止措置に対する具体的な判断基準への該当結果、各再犯防止措置対象者に応じた調査手法等の実施要領に関する情報等が記載されており、これを公にすることにより、犯罪を企図する者が、同措置を不当に免れようと対抗措置を講じることを容易にし、再犯防止活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当するとした実施機関の説明は、首肯できるものである。

さらに、本件対象公文書3には、それぞれの再犯防止措置対象者に対する指定、調査、措置結果等に関する情報が記載されており、これらの情報について実施機関の説明では、当該再犯防止措置を実施するに当たり、近親者にすら指定の事実を漏らさぬよう保秘に関する規定を定めて情報管理の徹底を図っているところであり、これら情報を公にした場合、再犯防止措置対象者との信頼関係が損なわれるとともに、再犯防止措置対象者の適切な更生、社会復帰等の妨げとなるなど、再犯防止業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当するとした実施機関の説明も認められるものである。

また、別表3に掲げる項番4の公文書については、公文書名から非開示としている。そのため、審査会が当該公文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり

り、公文書名そのものが、再犯防止措置に関する調査手法を表しており、これを公にした場合、犯罪を企図する者が、再犯防止措置を不当に免れようと対抗措置を講じることを容易にすることから、再犯防止活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条4号に該当し、さらに、同様の理由により、再犯防止措置対象者の正確な実態把握を困難にし、再犯防止事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当するとした実施機関の説明は首肯できるものである。

以上から、本件対象公文書3について、別表3に掲げる項番4の公文書については公文書名を含め全てを非開示とし、それ以外の対象公文書については件名以外の全てを非開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明

別表1 本件開示請求及び決定

本件開示請求		決定
1	平成29年7月13日に警察庁が発出した通達（平成23年1月13日付け同庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号に係る通達に相当するもの）及びこれを示達し、又は実施するために貴庁が発出した訓令、通達、規程、規則、通知、事務連絡その他の例規	開示決定
		一部開示決定
2	平成29年7月13日に警察庁が発出した通達にいわゆる「再犯防止措置対象者」についての、警察庁からの「通知」、警察本部長がする「指定」、及び警察本部長がする「通知」に係る文書並びにそれら进行处理するに当たり作成し、若しくは取得した文書その他相当の牽連関係に立つ公文書であって、平成30年度分及び同31年度（令和元年度）分として整理保存されているものの全体	非開示決定

別表2 本件対象公文書2における非開示部分及び非開示理由

非開示部分	非開示理由
警察電話の内線番号	<p>【条例7条6号】</p> <p>公にすることにより、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
上記以外の非開示とした部分	<p>【条例7条4号】</p> <p>公にすることにより、再犯防止措置の判断基準、実施要領等が明らかとなり、犯罪を企図する者が、同措置を不当に免れようと対抗措置を講じることを容易にすることから、再犯防止活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査その</p>

	他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>公にすることにより、再犯防止措置の判断基準、実施要領等が明らかとなり、犯罪を企図する者が、同措置を不当に免れようと対抗措置を講じることを容易にすることから、再犯防止措置対象者の正確な実態把握を困難にし、再犯防止事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

別表3 本件対象公文書3における公文書の件名及び非開示理由

項番	公文書の件名	非開示理由
1	個人資料の送付について(通知) (警察庁生活安全局生活安全企画課長発出のもの)	<b>【条例7条2号】</b> 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
2	個人資料の送付について(生活安全部長発出のもの)	<b>【条例7条4号】</b>
3	別記様式1 再犯防止措置対象者個人資料	公にすることにより、再犯防止措置の判断基準、実施要領等が明らかとなり、犯罪を企図する者が、同措置を不当に免れようと対抗措置を講じることを容易にすることから、再犯防止活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
4	別記様式第2号 ※ 公文書名も非開示	
5	別記様式第3号 所在不明者取扱報告	
6	別記様式第4号 再犯防止措置対象者取扱状況報告	
7	別記様式第5号 再犯防止措置対象者登録要請書	<b>【条例7条6号】</b> 再犯防止措置対象者の指定、調査、措置結果等に関する情報であって、公にすることにより、当該対象者との信頼関係を損なうとともに、対象者の適切な更生、社会復帰等の妨げとなるなど、
8	再犯防止措置対象者に係る転居先の確認依頼について	
9	受刑者(再犯防止措置対象者)	

	に対する便宜供与依頼について	再犯防止業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
10	再犯防止措置対象者の取扱（検挙・警告）通報票	
11	所在不明者手配登録票	
12	所在不明者手配解除登録票	
13	管理台帳	